

美里町奨学資金奨学生選考基準

奨学生の選考にあたっては、在籍確認・家計基準・連帯保証人の各項目を総合的に審査する。

1. 在籍確認

申請者の在籍確認は、在学証明書により行う。

2. 家計基準

申請者の属する世帯の1年間の認定所得金額が、世帯人員の区分に対応する基準金額以下であることを目安とする。

認定所得金額とは、世帯における合計所得金額から特別控除額を控除して算出した金額をいう。

これら金額は、宮城県教育委員会が運営する高等学校等育英奨学資金の奨学生選考基準に準じて定めるものとする。

基準金額

	区 分	基 準 金 額
世帯人員	1人	1,430,000円
	2人	2,290,000円
	3人	2,640,000円
	4人	2,860,000円
	5人	3,070,000円
	6人	3,250,000円
	7人	3,410,000円

(備 考)

世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員の基準額に加算する。

特別控除額

世帯の状態	特 別 控 除 額			
母子又は父子世帯であること	490,000円			
就学者のいる世帯であること (本人含め児童・生徒・学生1人につき)	小学校	80,000円		
	中学校	160,000円		
			自宅通学者	自宅外通学者
	高等学校	国 公 立	280,000円	470,000円
		私 立	410,000円	600,000円
	高等専門学校	国 公 立	360,000円	550,000円
		私 立	600,000円	800,000円
	大学	国 公 立	590,000円	1,020,000円
		私 立	1,010,000円	1,440,000円
	専門学校	国 公 立	220,000円	620,000円
私 立		720,000円	1,120,000円	
障害者がいる世帯であること	障害のある者1人につき 860,000円			
主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、710,000円を限度とする。			
長期に療養を必要とする者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	生活費を得るための基本的な生産手段(田、畑又は店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出の増大又は収入減になると認められる年間金額			
その他	教育長が控除相当と認める場合今後2年以上の支出増・収入減の年間金額			

3. 連帯保証人(保護者1人、別世帯1人)

①保護者の連帯保証人は、次の全ての要件を満たす必要がある。

- イ 保護者又はこれに準ずるものであること。
- ロ 独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことのできるものであること。

②別世帯の連帯保証人は、次の全ての要件を満たす必要がある。

- イ 保護者又はこれに準ずるものでないこと。
- ロ 本人又は保護者の連帯保証人と生計を一にするものでないこと。
- ハ 独立の生計を営み、奨学資金の償還の責めを負うことのできるものであること。